

人権擁護委員制度をご存じですか。

## 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、住民の皆様が人権の侵害を受けることのないよう、絶えず見守り、もし、人権が侵害されたときには、その相談相手となったり、法務局と連携して事実関係の調査を行うなど、人権を侵された人の人権救済を図ることを使命としています。また、住民の皆様が、お互いの人権を尊重する心を育み、差別のない明るい社会を築くための様々な人権啓発活動も行っています。さらに、家庭や職場、地域社会などにおいて同和問題等の差別・セクシャルハラスメント・ドメスティックバイオレンス・いじめ・児童虐待等、人権に関する困りごとや心配事がありましたら、お気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。なお、現在、高知県内で188人の人権擁護委員が、各地域で活動しています。

### ■人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 千秋	〃 神谷871	892-1660
西川田鶴子	〃 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	〃 枝川2819	893-1769
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

### ■法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付 8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4)	893-0343
------------------------	----------

### ■人権擁護委員無料相談のご案内(10時~15時)

地区	今月の相談日	開催場所
伊野	6月21日(水)	伊野公民館
吾北	6月8日(木)	吾北中央公民館



## 戦没者慰霊巡拝の

## お知らせ

次の地域で、戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

### 対象地域

旧ソ連、モンゴル、中国東北地区、マリアナ諸島、フィリピン、トラック諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、硫黄島

### 選考基準

健康状態が良好で、原則として80歳以下の方  
(当該戦域を一度も訪れたことがない方を優先)

巡拝地域、実施時期、所要経費などの詳しいことの間い合わせは

高知県保健福祉課

☎ 823-9662

福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

戦没者等のご遺族の皆様へ

## 第8回特別弔慰金が支給されます

が支給されます

### 対象者

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

1 弔慰金の受給権者

2 戦没者等の子

3 ①父母

②孫

### ③祖父母

④兄弟姉妹

(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。)

4 右記3以外の

①父母

②孫

③祖父母

④兄弟姉妹

5 右記1から4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

### 支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

### 請求期間

平成17年4月1日〜

平成20年3月31日

### 請求窓口

福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課

☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課

☎ 869-2114